

静岡県地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第42号

静岡県地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成28年静岡県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 認定事業者（公示日（省令第1条に規定する公示日をいう。以下同じ。）から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた者であって、同条第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、県税条例第3条及び附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、次に掲げる事業税を課さない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 認定事業者（公示日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた者であって、同条第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得について</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 認定事業者（公示日（省令第1条に規定する公示日をいう。以下同じ。）から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた者であって、同条第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、県税条例第3条及び附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、次に掲げる事業税を課さない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 認定事業者（公示日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた者であって、同条第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得について</p>

は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対しては、県税条例第3条の規定にかかわらず、不動産取得税を課さない。

(不動産取得税の不均一課税)

第4条 認定事業者 (公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた者であって、同条第1項第2号に掲げる事業を実施するものに限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)第73条の15又は附則第11条の2第1項に定める税率に20分の1を乗じて得た率とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対しては、県税条例第3条の規定にかかわらず、不動産取得税を課さない。

(不動産取得税の不均一課税)

第4条 認定事業者 (公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた者であって、同条第1項第2号に掲げる事業を実施するものに限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)第73条の15又は附則第11条の2第1項に定める税率に20分の1を乗じて得た率とする。